

「開発許可制度運用指針」抜粋

平成18年11月30日付け国都開第17号、国土交通省 都市・地域整備局長からの「開発許可制度運用指針の改正について」 6 法第34条関係
6-2 第1号関係(2)を抜粋

周辺居住者の利用に供する施設に係る開発行為（法第34条第1号）

本号に該当する公共公益施設としては、いわゆる生活関連施設である公共公益施設が想定されるが、例えば、主として開発区域の周辺居住者が利用する保育所、学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）や、主として周辺の居住者が利用する診療所、助産所、通所系施設である社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更正保護事業法第2条第1項に規定する更正保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）等が考えられる。

入所系施設である社会福祉施設については、主として当該開発区域の周辺に居住する者、その家族及び親族が入所するための施設である建築物などが考えられる。